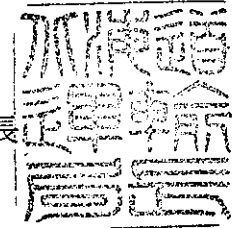


北自旅一第 3 - 3 号
平成 20 年 4 月 1 日

当別町地域公共交通活性化協議会
会長 近藤 充徳 殿

北海道運輸局長



平成 20 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定通知書

平成 20 年 4 月 1 日付けで申請のあった「平成 20 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金」については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第 8 条の規定により通知する。

記

1. 補助対象事業
地域公共交通活性化・再生総合事業
2. 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。
3. 補助対象事業については、当該補助対象事業に係る地域公共交通活性化・再生総合事業計画に即して実施するものとする。
4. 補助対象事業者は、適正化法及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱（平成 20 年 2 月 29 日国総第 100 号）に従わなければならない。

(別表)

平成20年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定一覧
(平成20年4月1日付け交付決定)

補助対象事業者：当別町地域公共交通活性化協議会

補助対象事業の種目、名称及び内容	補助対象事業の着手及び完了予定日	補助対象経費(円)	補助金額(円)
バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業 (コミュニティバス実証運行)	自 H20.4 至 H21.3	43,200,000	22,008,000
バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業 (バスの待合環境、車両等関連施設整備)	自 H20.4 至 H21.3	19,711,571	
公共交通利用促進に資する事業 (公共交通サービスに関する情報提供等)	自 H20.4 至 H21.3	6,855,020	3,192,000
公共交通利用促進に資する事業 (調査・研究等)	自 H20.4 至 H21.3	2,278,500	
合 計		72,045,091	25,200,000

